

第11次愛媛県交通安全計画の概要

1 期間

令和3年度～令和7年度

2 計画の基本理念

本県では、高齢化率が全国平均を上回って進行し、長期の人口減少過程と超高齢化社会の到来を迎えているが、このような時代変化を乗り越え、安全と安心を確保していくことが極めて重要である。「交通事故のない愛媛を目指す」ため、「人優先の交通安全思想」を基本としてあらゆる施策を推進するとともに、年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を、交通の関係者の連携によって、構築することを目指す。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のない愛媛を目指して

高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取組が今、一層求められている。今後も、道路交通事故による死者数及び命に関わり優先度の高い重傷者数をゼロに近づけることを目指し、究極的に道路交通事故のない社会の実現に向け、更に積極的な取組が必要である。

第2節 道路交通の安全についての目標

別添1参照

I 道路交通の現状等(第10次県計画の目標達成状況)

- ① 令和2年までに24時間死者数を50人以下にする。→ 達成(R元:42人、R2:48人)
- ② 令和2年までに死傷者数を4,500人以下にする。→ 達成(H30:4,114人、R元:3,210人、R2:2,719人)

II 第11次愛媛県交通安全計画における目標

- ① 令和7年までに24時間死者数を33人以下にする。
- ② 令和7年までに重傷者数を400人以下にする。

第3節 道路交通の安全についての対策

別添2参照

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

本県の交通事故発生件数及び負傷者数は16年連続で減少し、令和元年の交通事故死者数は、昭和22年以来72年ぶりに50人未満へ減少したことを考えると県交通安全計画に基づき実施した対策は一定の効果があつたと考えられる。令和2年中の事故死者数は歩行者が約4割を占め、そのうち高齢歩行者の割合が高い。交通弱者の安全確保が必要不可欠で、より効果的かつ有効性が見込まれる対策を推進するが、対策の視点は次のとおり。

(重視すべき視点)

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活道路における安全確保
- ④ 先端技術の活用推進
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進

II 講じようとする施策

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故のない愛媛を目指して

鉄道事故は減少傾向にあり、これまでの県交通安全計画に基づく施策には一定の効果が認められるが、列車の衝突等がひとたび発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがあることから、重大な列車事故、利用者等の関係する事故を防止するため、総合的な視点から施策を推進していく。こうした現状を踏まえ、第2節の諸施策を推進することにより、鉄道の運転事故を減少させることを目指す。

第2節 鉄道交通の安全について講じようとする施策

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進
- ⑦ 鉄道事故等の原因究明と再発防止
- ⑧ 研究開発及び調査研究の活用

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のない愛媛を目指して

踏切事故は減少傾向にあり、踏切道改良等の安全対策の推進によるところが大きいと考えられるが、踏切事故がひとたび発生すると重大な結果をもたらすこと、対策を実施すべき踏切道がなお残されていることなどを考慮し、第2節の諸施策を推進することにより、踏切事故の発生を防止する。

第2節 踏切道における交通の安全について講じようとする施策

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③ 踏切道の統廃合の促進
- ④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置